この三つの倫理保持施策の課題についての具体的な取組として、倫理審査会が現在、特に重点的に取り組んでいる事項は以下のとおりである。

⑴　倫理研修の計画的・定期的な実施

一般職員に対するアンケート調査の結果によると、最後に倫理研修を受講してからの期間が短くなるほど、倫理法等の内容や通報制度に関する意識が高くなる結果が出ているところでもあり、倫理審査会では、計画的・定期的に倫理研修を受講することは、職員の倫理意識の涵養という観点から非常に重要と認識している。

しかし、同アンケート調査の結果から、最後に倫理研修を受講してから５年以上経過している又は一度も受講したことがない職員が４人に１人以上いることが確認されており、これらの職員をはじめ全職員に対して、倫理研修の計画的・定期的な実施の促進を図ることが喫緊の課題である。

⑵　通報制度の活用の推進

通報窓口については、現在、全ての府省で設置されているところではあるものの、実際の通報件数をみると、通報制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。実際に通報するような事案が発生していないという見方もあるものの、中には、密告を連想するなどのマイナスイメージや、通報したことにより不利益な取扱いを受けることに対する不安感を抱く職員も少なからず存在すると思われる。

通報制度は、事案の早期発見、違反行為に対する抑止効果という面において、有効な制度であることは論を俟たないところであり、通報制度が持つこのような効果や通報者の氏名等が窓口限りにとどめられること、通報したことによる不利益な取扱いが禁止されていることなどへの理解を深めることで、通報制度に対するマイナスイメージや不安感を払拭し、この制度の活用を推進することが重要である。

⑶　数値目標の設定とその達成

倫理審査会は、次の10年における三つの倫理保持施策の課題に向けた取組として、上記⑴、⑵をはじめ様々な施策に取り組んでおり、それらの施策の効果を測るため、政策評価として数値目標を設定している。数値目標の設定に当たっては、理想を追求することを重視して高い水準を設定しているところであり、随時、数値目標の達成状況を把握し、その結果の分析、フィードバックを行い、評価結果を適切に施策に反映させることが重要であると考えている。

倫理審査会は、公務に対する国民の信頼を確保するという倫理法の目的の達成に向けて、三つの倫理保持施策の課題及びその具体的取組に積極的に取り組んでいく所存である。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本エンヂニヤー・サービス株式会社　龍野　廣道　神奈川県横浜市鶴見区市場西中町10―７　国土交通大臣許可（般―23）第8187号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社　木村　和明　神奈川県横浜市西区みなとみらい４―４―２　国土交通大臣許可（特―19）第6970号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　積和建設東関東株式会社　山中　貞夫　千葉県千葉市若葉区都賀１―４―４　国土交通大臣許可（般―21）第21200号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　初雁興業株式会社　関根　勇治　埼玉県川越市鯨井1705―２　国土交通大臣許可（特―23）第13192号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＮＩＰＰＯ　水島　和紀　東京都中央区京橋１―19―11　国土交通大臣許可（般・特―19）第1790号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに機械器具設置工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日和総合設備株式会社　馬場規世夫　東京都豊島区東池袋２―32―22　国土交通大臣許可（般・特―19）第15711号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、電気工事業、管工事業及び熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。